

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者への支援の変更について

本市は、新型コロナウイルス感染症の陽性になった方の生活維持、症状悪化の抑制、外出による感染拡大防止を目的に、令和 3 年 9 月 8 日から自宅療養者および同居の方への食糧支援とパルスオキシメーターの無償貸与を開始しました。

また、同年 10 月 27 日に埼玉県と「新型コロナウイルス感染症に係る連携事業に係る覚書」を締結し、市と県との連携によるスピーディーで、きめ細やかな自宅療養者支援を実施してまいりました。

こうしたところ、令和 4 年 9 月 7 日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し」が通知され、有症状患者または無症状患者の療養期間及び療養期間中の外出自粛に関する見直しが示され、同日から適用となりました。

療養期間の短縮とともに療養期間中の外出の自粛においては、有症状の場合で症状軽快から 24 時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際には必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこととしています。

このようなことから、現在本市が実施している食糧支援については、下記のとおり変更することとします。

記

1 食糧支援の対象者

【変更前】：自宅療養者および同居の方

【変更後】：自宅療養者

2 実施日

令和 4 年 9 月 13 日（火）配送分から